

第八回 参議院通商産業委員会議録第四号

(六五)

昭和二十五年七月二十二日(土曜日)午前十一時四分開会

○商品取引所法案(内閣提出)

○委員長(深川榮左エ門君) それでは

只今から開会いたします。

前会に引き続いて商品の取引所法案を議題に供します。次に、本日は逐條質疑をいたすことになりますが、便宜上各章別に区切つて御質問して頂いてはどうかと思いますが……。

○塙野清雄君 各章別にこれを一……。
○委員長(深川榮左エ門君) 二章、三
章はほぼ似かよつた條文ですから、場合によつては一括してお詰り申上げるかも知れませんが、先ず第一章の質疑をやつて、それから二章、三章と進んで行つたらどうかと思ひますが、別段御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(深川榮左エ門君) 異議ない

と認めます。それでは第一章だけの御質問をお願いいたします。
○塙野清雄君 最初に第二條の二項の、商品は左に掲げるものの、といううちの「[その他品質が比較的均等であつて大量の取引に適し、且つ、耐久性を有する物品のうち取引の状況を考慮して政令で定めるもの]」と、いう項目があるのですが、これは両院の協賛を経ないでただ政令で定めるといふうに語つてありますが、勿論これは後の

方の百三十八條かにあります審議会と
これで間違いないと思うんであります。

けれど、一応この点に関しまして政府の方の御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(首藤新八君) 御説の通

は取引所審議会の議を経まして、そして政令で決定いたしたいという考

ございます。

○塙野清雄君 今のお話でありますけ

れど、これは現在挙がっております品目に関してはさして問題もないと思

ますが、離穀その他のものが出て来る

ような場合に、農林省関係のもので、農産物の指示価格がない、というとき

に、突如として離穀が清算市場に上が

るというようなことに対しては、相当

の懸念を持つておるやに承つておるのであります。そういう点からいたしま

して、そういうことに間違ひのないよ

うに、一つ十二分に……政令を定める

という場合には、今の農産物のよ

うな格制を布いた後にやるとかいろいろな意を願いたいと思います。

○政府委員(首藤新八君) 倉庫の經營

は当然その他の中に含むといふう

いて一つ御明説願いたいと思います。

○政府委員(首藤新八君) この法人は、民法の法人でもなければ又商法上の法人でもないのであります。又公益法人でもなければ営業法人でもない。

○政府委員(首藤新八君) 結局この法律によつて特に認められた法人と、いわば特殊法人とでも申しますか、そういう性格の法人であります。

○塙野清雄君 第四條の終りの方に「業務に附帯する業務を営むことがで

きる」と謂つてありますことは、現在の挙げてある商品目でなく、例え米や離穀ができたという場合に、これに

対する倉庫というようなものを意味す

るというふうに解釈していいか悪いか

つてあります。が、私共が解釈しまし

て、この法文から見るとこの「売買」と

いう方が広義な解釈をしておる。そつし

て「売買取引」というのはいわゆる「売

買のうちに含まれておるのだ」という

ようなふうに解釈でき得るのですが、

その点について政府の方の御説明を願いたいと思います。

○政府委員(首藤新八君) お説の通り

でござります。

○委員長(深川榮左エ門君) 外に御質

疑ございませんか。

それからお詰りいたしますが、次に

おりまして、類似する施設には入つて

おません。○塙野清雄君 今二項にあります施

設において「売買してはならない」と思

うのであります。私はこれに対し

十四頁の二項にあります「戸籍抄

本又は戸籍法」というものと一つの関

連性があると思うのであります。こ

れは質問ではないのですが、そ

ういうようなことに私は思つております。

○政府委員(首藤新八君) お説の通り

でござります。

○委員長(深川榮左エ門君) 御異議か

ございませんか。

それからお詰りいたしますが、次に

第二章、第三章は設立関係の條文にな

つておりますが、二章、三章一括して

御質疑をお願いしたらどうかと思いま

するが、一応お詰りいたします。

○政府委員(首藤新八君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

な質問がありました。それに対する政

府の御答弁も聽いたのであります。こ

れはなか／＼デリケートな質問だと思

うのであります。私はこれに対し

十四頁の二項にあります「戸籍抄

本又は戸籍法」というものと一つの関

連性があると思うのであります。こ

れは質問ではないのですが、そ

ういうようなことを基礎として発

起人の方で適当に決定するだろう。こ

う政府は考えておるのであります。

○政府委員(首藤新八君) 今第十條の十二項

「商品市場外における会員間の契約に

対する定款、業務規程及び受託契約準

則の拘束力に関する事項」というのが

あります。これはどうも言葉そのものがよ

く呑み込めないのでありますけれど

も、拘束力を私共の方から考えると、

昭和二十五年八月一日印刷

昭和二十五年八月二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所